

「造形デザイン」の知財判決紹介（7）

－登録意匠の特定－

東京地判平成23年12月26日「汚物入れ用カセット」平成21年(ワ)44391号

図1：本件登録意匠：意匠登録第1224008号「汚物入れ用カセット」

【意匠に係る物品の説明】本物品は、汚物入れ等の中に装着されて使用されるものであり、その使用方法是、ドーナツ形凹陥部内に、引き出し可能に連続する多数の筒状の袋を収納し、順次その袋を引き出して、中央の穴に取り付け、汚物を回収するものである。

<図面一部省略>

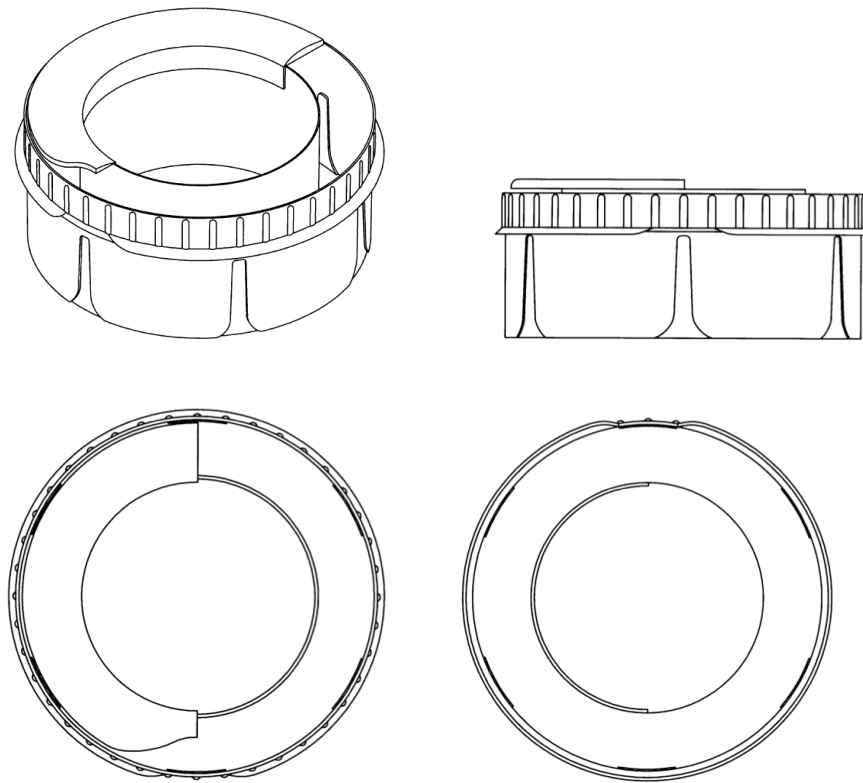


図2：欧州共同体登録意匠 RCD95468-0002「Waste Storage Devices」<図面全3図>

0002.1



0002.2



+

0002.3



図 3：欧州共同体登録意匠：RCD95468-0001「Waste Storage Devices」＜図面一部省略＞

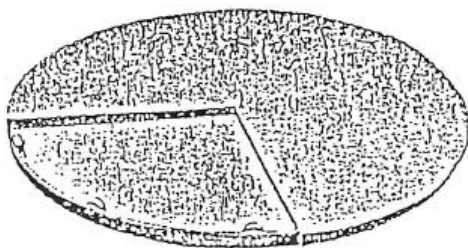
0001.1



0001.6



図 4：東京高判平成1. 5. 30「載置台用回転台」の引用意匠（染野・判例工業所有権法Ⅱ期6125の53頁）



【事案の概要】

本件は特許権侵害と意匠権侵害が争われた事案であり、特許権侵害は認められたが、意匠権侵害は認められなかったものである。本稿では、意匠権侵害に関する論点、特に本件登録意匠の認定に関する争点を中心に検討する。

本件は、願書及び添付図面の記載にやや不備があったため、本件登録意匠が、実際の製品とは異なる形態に認定されてしまったものである（図1参照）。すなわち、本件登録意匠は添付図面によれば、全体が「略バームクーヘン形状の容器」であり、斜視図や平面図に記載のとおり、上面に「半截リング形状の延出部」を有する意匠と解される。しかし、この記載は、内部の形態を表すための「一部切欠け図面」表現であり、実際の製品は、上面が「完全リング形状の延出部」であった。

原告は、①「半截状態で図示」されているのは、本件意匠登録出願が優先権主張の基礎とする欧州共同体登録意匠（以下「RCD」ともいう（図2参照））の図面が「一部切断図面」だからであり、この点を考慮して我が国登録意匠を認定すべきこと、及び②本件登録意匠の願書記載の「使用方法」を考慮すれば、「半截リング形状だと、ビニール製チューブが不均衡に引き出され、上記使用方法の実現が困難である」ことから、本件登録意匠の上面は「完全リング形状」と認定される旨主張した。

しかし、裁判所は、①「我が国における登録意匠の範囲は我が国独自に決定されるべきものであるから、欧州共同体登録意匠の出願の趣旨、登録の範囲を我が国の登録意匠の解釈の参考にすべきであるとの原告の主張は採用することができない。」とし、また、②「本件意匠出願において、延出部を半截リング形状として記載したことが、内部構造を示すための表現であったことを窺わせるような事情も存しない」し、「説明欄の記載を考慮したとしても、かかる使用方法を実現するために、延出部の形状が必然的に「完全リング形状」となると解することはできない」として、原告の主張を退けている。

したがって、本件登録意匠とイ号意匠とは、「基本的構成態様」である延出部が「半截リング形状」か「完全リング形状」かの点で相違し、また、その他の具体的構成態様にも差異があると認定された。そして、これら差異点は、物品の性質等や公知意匠を参酌すると本件登録意匠の要部における差異であるから、両意匠は類似しないと判断された。

上記裁判所の①我が国登録意匠の認定に優先権主張を考慮しないとの説示は、原則論として妥当である。だが、②の判断は事実問題として検討を要すると思われる。

【原告の主張】

「イ 本件登録意匠における延出部は「完全リング形状」と解される。具体的構成態様(a)では、延出部は半截状態で図示されているが、これは、本件意匠出願が第一国出願の欧州共同体意匠出願（意匠図面）を基礎として優先権主張をして日本に出願され、意匠登録を受けたことによる。

(ア) 欧州共同体登録意匠

① 本件の創作者の意図は、延出部を完全なリング状とすることであったが、限られた図面において、外観写真、外観図面の一部を切欠いて、切欠け図面の手法で物品の内部構造と外部構造の両方を開示する慣用的表現手法により、意匠出願図面では半截状態としたものである。

② 欧州共同体意匠登録では、1意匠につき7図以内の提出となるが、自由な表現が認められており、1図でも自らの創作が開示されていれば意匠登録を受けることができる。欧州諸国等では、一部切断図面によって意匠内部の形態を表現するのが一般的である。

③ 欧州共同体意匠出願では、表現物や見本に関する説明的記述は義務付けられておらず、記述されても、欧州共同体登録意匠の保護範囲の認定の際には考慮されないから、延出部を便宜上半截状態とした旨の記載がなくても、当該意匠が「当該ドーナツ形凹陷部の形状を特徴とした」ことにはならない。

(イ) 我が国における登録意匠

① 我が国の意匠法24条1項についても、工業所有権にかかるパリ条約4条に定められた優先権主張における基礎出願と当該出願の同一性の問題のように、国際条約により要求されるべき別基準が存在する場合は、これを斟酌することが許される。そして、OHIMの法令によれば、完全リング形状の意匠と認定される以上、我が国でも同形状の創作が登録されていると解すべきであるし、優先権主張が認められているから、本件登録意匠の範囲は、優先権主張の基礎出願と同一の創作に係る意匠と定められるべきである。

② 本件登録意匠願書の物品説明欄記載の使用方法による場合、半截リング形状だと、ビニール製チューブが不均衡に引き出され、上記使用方法の実現が困難であるのに対し、完全リング形状だと、均一に引き出され、上記使用方法が実現できることからすると、本件登録意匠は「完全リング形状」で登録されていると解釈されるべきである。」

【裁判所の判断】

「9 争点(3) 本件意匠権の侵害の有無、(3)－1 本件登録意匠の構成態様について

(1) 本件登録意匠の構成態様 <省略>

(2) 原告は、本件登録意匠における延出部は、「半截リング形状」ではなく、略ドーナツ板状の「完全リング形状」であると主張する。そして、意匠公報

(甲8)において、延出部が半截リング形状で図示されているのは、本件意匠

出願が第一国出願の欧州共同体意匠出願（意匠図面）を基礎として優先権主張をして日本に出願され、意匠登録を受けたことによると主張する。

しかしながら、登録意匠の範囲は、願書の記載及び願書に添附した図面等に記載された意匠に基づいて定められなければならないところ（意匠法24条1項）、本件登録意匠（甲8）の添附図面においては、延出部を完全リング形状とする図面はなく、添附された7枚の図面のうち、斜視図、正面図、平面図、背面図、右側面図の5枚のいずれの図面においても、延出部は半截リング形状をなすものとして表現されていること、本件意匠出願において、延出部を半截リング形状として記載したことが、内部構造を示すための表現であったことを窺わせるような事情も存しないこと等からすると、本件登録意匠における延出部が「完全リング形状」と認めることはできない。

また、本件登録意匠の意匠に係る物品の説明欄には、「本物品は、汚物入れ等の中に装着されて使用されるものであり、その使用方法是、ドーナツ形凹陷部内に、引き出し可能に連続する多数の筒状の袋を収納し、順次その袋を引き出して、中央の穴に取り付け、汚物を回収するものである。」との記載があるが、上記説明欄の記載を考慮したとしても、かかる使用方法を実現するために、延出部の形状が必然的に「完全リング形状」となると解することはできない。

原告は、意匠法24条1項について、国際条約により要求されるべき別基準が存在する場合は、これを斟酌することが許されるところ、OHIMの法令によれば、完全リング形状の意匠と認定されるから、本件登録意匠の範囲についても、優先権主張の基礎出願と同一の創作に係る意匠と定められるべきであると主張する。しかしながら、優先権主張の要件（意匠法15条、特許法43条、43条の2、パリ条約4条D(1)、C(4)、A(2)）は、我が国で意匠出願をした出願日より遡って優先権を主張するための要件にすぎない。我が国における意匠登録の範囲は我が国独自に決定され、それが決定された上で、それが優先権の基礎となった出願に含まれているか否かが判断されるのであって、優先権主張があったからといって、我が国における登録意匠の範囲が優先権の基礎となった意匠の範囲と一致されるように解釈されるべきものではない。原告の主張は採用することができない。

原告は、本件の欧州共同体登録意匠においても、延出部は「完全リング形状」であり、半截リング形状の表現をしたのは、切欠け図面により物品の内部構造と外部構造の両方を開示する慣用的表現手法によったものである等と主張する。しかしながら、欧州共同体登録意匠の出願の趣旨、登録の範囲がどのようなものであれ、我が国における登録意匠の範囲は我が国独自に決定されるべきものであるから、欧州共同体登録意匠の出願の趣旨、登録の範囲を我が国の

登録意匠の解釈の参考にすべきであるとの原告の主張は採用することができない。

以上のとおり、原告の上記各主張は、いずれも採用することができない。

10 争点(3) 本件意匠権の侵害の有無, (3)－2 イ号物件の構成態様について
＜省略＞

11 争点(3) 本件意匠権の侵害の有無, (3)－3 本件登録意匠とイ号物件の意匠の類否について

(1) 意匠の類否の判断は、当該意匠に係る物品の性質、用途、使用態様、公知意匠にない新規な創作部分の存否等を参酌し、当該意匠に係る物品の看者となる需用者において、視覚を通じて最も注意を惹かれる部分である要部を対象となる意匠から抽出した上で、登録意匠とイ号物件の意匠とを対比し、要部における共通点及び差異点を検討し、全体として、美観を共通にするか否かを基本として行うべきものである。

ア 公知意匠

本件登録意匠の優先権主張日である平成15年10月23日以前において公知であった「流しのディスプレイ」に関する公開特許公報昭54-29272号(乙5), 「廃棄物の処理装置」に関する公開実用新案公報昭60-184807号(乙6), 「パッケージング装置及びパッケージング方法」に関する公開特許公報平1-226601号(乙7, 以下「乙7文献」という。), 「繰出し可能な可撓性の管を収容したカセット」に関する公開特許公報平2-86565号(乙8, 以下「乙8文献」という。), 「パッキング装置」に関する公開特許公報平8-175603号(乙9, 以下「乙9文献」という。), 「病院および家庭の廃棄物を集めて封じ込めるための装置」に関する米国特許公報第6065272号(乙10), 「廃棄物貯蔵装置」に関する公表特許公報2002-502784号(乙11, 以下「乙11文献」という。), 「廃棄物収納装置」に関する公開特許公報2002-541040号(乙12, 以下「乙12文献」という。)及び「ごみ貯蔵装置用スプール」に関する国際特許公開公報WO02/100723A1(乙13, 以下「乙13文献」という。)によると、ごみ貯蔵カセットについて、全体が、内側壁面と、外側壁面と、内外側壁面の底部を接続する底壁と、延出部とからなり、概ね、正面視の形状が、横長略長形状であり、上面視の形状が、中心部が円筒状に空いたリング(環状)形状の略バームクーヘン形状をなすことが開示されるとともに、上記略バームクーヘン形状は、高さ及びリング形状の幅において、高さを外周径の略 $1/3 \sim 2/3$ とし、上面のリング形状の幅を半径の略 $1/3$

～1／2とすることが開示されている。また、乙7文献、乙9文献、乙11文献、乙12文献によると、延出部が一方の壁面から略底状に形成されており、延出部の縁とその対向する壁面との間に隙間が設けられていることが開示されている。乙8文献には、円周方向に沿って外側壁から略鐔状の突出部が形成されていることが開示されている。乙10文献では、外側壁と内側壁の双方に底状分部が形成され、これが交差する形状が開示されている。乙13文献には、延出部が、内側壁面から半径方向外方に向けて略底状に形成されており、延出部の半径方向外縁と外側壁面との間に隙間が設けられていることが開示されている。

イ 本件登録意匠の要部

本件登録意匠は、その意匠に係る物品が「汚物入れ用カセット」であり、需用者は、カセットをごみ貯蔵機器本体に取り付ける際には、間近にカセット全体の外観を観察し、カセットの延出部と外側壁面の間隙からフィルムを引き出し、延出部を覆うようにフィルムを内側に導入する作業を行う際には、上記作業を繰り返す度ごとに、間近にカセットの上面の延出部を中心に観察し、使用済みカセットをごみ貯蔵機器から取り出す際には、間近にカセット全体の外観を観察することからすると、看者である需用者においては、カセット全体の外観における特徴点とともに延出部の形状が、その注意が惹かれる部分であるというべきである。

したがって、本件登録意匠の要部は、基本的構成態様において、延出部が半截リング形状であること、また、具体的構成態様において、(a)延出部は、内側壁面と外側壁面との間に形成されるドーナツ形凹陷部の円周方向の半分の領域（約180度）を覆う円周方向長さを有していること、(b)延出部の円周方向一方端部はリング幅全体に亘る半径方向長さの端面によって終端となり、その円周方向他方端部は半径方向外縁が終端部付近でゆるやかにリング幅の中央部付近まで彎曲し、それによってリング幅を半径方向内側に向かって徐々に細くした先細形状としていること、(c)外側壁面の外周面の上方の略1／4部分に、縦に多数のリブを等間隔に形成していること、(d)略鐔状の突出部の円周方向の一か所には、突出部を取り除いた欠け部が設けられていること、(e)外側壁面には、その底端から前記突出部の近くにまで立ち上がった裾広がりの細い山状の段差凹部が円周方向等間隔に6個設けられていることであると認めるのが相当である（なお、基本的構成態様のうち、高さを外周径の略1／2とし、上面のリング形状の幅を半径の略1／3とすることは、形状的に際だった特徴と認めることはできない。）。

原告は、延出部及びその形状は本件登録意匠の要部を構成せず、他方、種々の形状が公知であっても、それらを新規に組み合わせたものは、組合せ全体と

して意匠の要部となり得るから、本件においては、略バームクーヘン形状、延出部の縁と対向する外側壁との間の隙間、外側壁面の外周面の上方のリブ及び鏢状の突出部の態様の各要素の組合せは、本件登録意匠の要部となると主張する。しかしながら、上記のとおり、看者である需用者の視点からすると、本件登録意匠における延出部の形状は、特にその注意を惹くものとして要部となると解するのが相当である。また、上記各要素の組合せに関する原告の主張については、一般に、個別の形状が公知のものであっても、その組合せによって、全体として新規な意匠を構成することがあり得るとしても、本件においては、これを看者である需用者の注意を惹く部分として抽出することはできない。したがって、原告の上記主張を採用することはできない。

ウ 本件意匠とイ号物件の意匠の対比

本件登録意匠とイ号物件の意匠を対比すると、本件登録意匠の要部を含む全体としての共通点と差異点は、次のとおりである。

(ア) 共通点

① 基本的構成態様

全体が、内側壁面と、外側壁面と、内外側壁面の底部を接続する底壁と、内側壁面の頂部から半径方向外方に向けて張り出している延出部とからなる、正面視横長略長方形形状、上面視リング形状の略バームクーヘン形状の容器であり、その高さを外周径の略 $1/2$ とし、上面のリング形状の幅を半径の略 $1/3$ とする構成態様である。

② 具体的構成態様

(c) 延出部の半径方向外縁と外側壁面との間に隙間を設けている

(d) 延出部が、内側壁面の内側から半径方向外方に向けて略底状（断面視倒「L」字状）に形成されている

(e) 外側壁面の外周面の上方の略 $1/4$ 部分に、縦に多数のリブを等間隔に形成している

(f) 前記リブの真下に、円周方向に沿って略鏢状の突出部を形成している

(イ) 差異点

① 基本的構成態様における差異点

内側壁面の頂部から半径方向外方に向けて張り出している延出部の形状が、本件登録意匠は半截リング形状であるのに対し、イ号物件の意匠は完全リング形状である点

② 具体的構成態様における差異点

a 本件登録意匠の半截リング形状延出部は、内側壁面と外側壁面との間に形成されるドーナツ形状凹陷部の円周方向半分の領域（約 180 度）を覆う円周方向長さを有し、その一方端部はリング幅全体に亘る半径方向長さの端面によ

って終端となり、他方端部はリング幅を半径方向内側に向かって徐々に細くした先細形状としているのに対し、イ号物件の意匠の完全リング形状延出部は、内側壁面と外側壁面との間に形成されるドーナツ形凹陥部の円周方向全領域（360度）を覆う円周方向長さを有し、同じリング幅で円周全体にわたって延びている点

b イ号物件の意匠の完全リング形状延出部には、円周方向に沿ってほぼ等間隔に10個の丸穴が形成されているのに対し、本件登録意匠の半截リング形状延出部には丸穴はない点

c 本件登録意匠の外側壁面には、その底端から前記突出部の近くにまで立ち上がった裾広がりの山状の段差凹部が円周方向等間隔に6個設けられているのに対し、イ号物件の意匠の外側壁面は、段差や凹部のない滑らかな円筒面である点

d 本件登録意匠の略錨状の突出部には、円周方向の1箇所に突出部を取り除いた欠け部が設けられているのに対し、イ号物件の意匠の突出部には、円周方向等間隔に4箇所に欠け部が設けられている点

エ 共通点、差異点の評価

(ア) 以上によると、本件登録意匠とイ号物件の意匠は、本件登録意匠において需用者の注意を惹く部分である要部において差異点があるものである。

すなわち、基本的構成態様においては、内側壁面の頂部から半径方向外方に向けて張り出している延出部の形状が、本件登録意匠は半截リング形状であって、上面からカセットの半分の内容が見える形状となっているのに対し、イ号物件の意匠は完全リング形状であって、カセットの上面が覆われて見える形状となっているものであり、看者に対して異なる美観を与えるものといえる。

また、具体的構成態様においても、本件登録意匠における半截リング形状の延出部とイ号物件の意匠における完全リング形状の延出部とは、端部の形状等において相当異なっており、イ号物件の意匠における延出部には、本件登録意匠の延出部には設けられていない10個の丸穴が設けられている点においても、形状を異にしており、本件意匠の対象となる物品を使用する際に、その上面部を間近に観察する機会が多い看者に対し、相当に異なる美観を与えるものといえる。

さらに、本件登録意匠の外側壁面には、6個の段差凹部が設けられているのに対し、イ号物件の意匠の外側壁面には、段差や凹部がないこと、本件登録意匠の略錨状の突出部の切り欠け部は、1か所設けられているのに対し、イ号物件の意匠の略錨状の突出部の切り欠け部は、等間隔に4か所の設けられていること等も、本件意匠の対象となる物品を使用する際に、その全体の外観を間近に観察することになる看者に対し、異なる美観を与えるものといえる。

そして、本件登録意匠とイ号物件の意匠には、上記の共通点も認められ、このうち(e)外側壁面の外周面の上方の略1／4部分に、縦に多数のリブを等間隔に形成している点は、本件登録意匠の要部といえるが、その余の共通点は、いずれも公知の形状であることに照らすと、これらの共通点が、上記差異点を凌駕するほどの影響を看者に及ぼすものということとはできない。

したがって、イ号物件の意匠は、本件登録意匠に類似していない。

(イ) 原告は、①延出部は通常の使用状態において需要者に見えない部分である、②延出部の端部の形状は内部構造を示すための慣用的表現すぎない、③イ号物件意匠の延出部の丸穴は、格段の特異性はない、④外側壁面の段差凹部は、段差が極浅く幅も狭いありふれた形状である、⑤鏢状突出部の一部の切欠き部の数は、共通点に包摂される程度の僅かな差異である等として、いずれも類否判断に大きく影響しないと主張する。

しかしながら、上記のとおり、原告の指摘する点は、いずれも本件登録意匠の要部に関する差異点であり、看者に対し、相当程度異なる美観を与えるものであって、共通点が差異点を凌駕するほどの影響を看者に及ぼすと認めることはできない。したがって、上記各差異点が、類否の判断に与える影響が微弱なものと認めることはできず、そのことを前提とする原告の上記各主張は、いずれも採用することができない。

(2) したがって、イ号物件の意匠は、本件登録意匠に類似していないから、本件意匠権を侵害しておらず、原告の意匠権侵害に基づく請求はいずれも理由がない。」

【検討】

1. 登録意匠の認定

意匠法では、「登録意匠の範囲は、願書の記載及び願書に添付した図面に記載され……た意匠に基いて定めなければならない」（意24条1項）と規定されている。この規定によれば、登録意匠の要旨は、図面だけでなく「意匠に係る物品、意匠に係る物品の説明、意匠の説明」等の願書の記載も含めて定められるべきである（東京高判平成5.7.15「回転警告灯」知財集25巻2号454頁）。また、「願書及び添付図面」にのみ基くべきであり、「それ以外の現物をもって意匠の範囲を認定することはできない」と解される（名古屋地判昭和58.6.24「保温着」無体集15巻2号523頁）。そして、厳密に言えば、「登録意匠の範囲は意匠公報の記載に基づいて定められるのではなくて、願書の記載及び願書に添付した図面の記載等に基づいて定められるものである」と解される（東京高判昭和55.7.31「時計文字盤」取消集昭55年673頁）。

したがって、本件で問題となった優先権主張を伴う登録意匠についても、裁判所が説示するとおり、「我が国における意匠登録の範囲は我が国独自に決定され、それが決定された上で、それが優先権の基礎となった出願に含まれているか否かが判断されるのであって、優先権主張があったからといって、我が国における登録意匠の範囲が優先権の基礎となった意匠の範囲と一致されるように解釈されるべきものではない。」といえよう。本件は、優先権主張を伴う登録意匠についても、登録意匠の範囲は我が国の意匠登録出願の願書及び添付図面に基づいて定めるという原則を確認した意義がある。

だが、問題は、願書及び添付図面の記載において、不一致や誤記がある場合、登録意匠をどのように認定すべきかという点である。本件では、意匠に係る物品や意匠に係る物品の説明欄の記載と添付図面の記載の整合性が問題となる。

2. 記載不備の場合の意匠の認定

意匠登録出願の願書及び添付図面に記載不備があり「具体的な一の意匠」が認識できないときは、出願は拒絶される（『意匠審査基準』21.1.2）。たとえ意匠登録を受けても、願書及び添付図面の記載不備により意匠が具体的でなければ、意匠登録が無効とされる場合もある（東京高判昭和 62.5.28「電気かみそり用カッター」参考審判決例集(12)583 頁）。また、侵害訴訟では、「本件登録意匠の内容を把握することができない以上、被告ら意匠が本件登録意匠に類似するかどうかを判断することができない」とされたものもある（大阪地判平成 10.9.3「包装用缶」染野・判例工業所有権法Ⅱ期 6679 の 34 頁(5)、知財管理別冊判例集平 10Ⅲ2079 頁）。

しかし、「誤記や不明瞭な記載などの記載不備を有していても」、それが、①「合理的に善解し得る場合」や②「微細な部分」である場合は、具体的な意匠と認められる（『意匠審査基準』21.1.2）。この審査基準の基になったと思われる裁判例では、登録意匠について、「符合しない箇所を当業者の常識をもって合理的に善解しうる余地があるか、上記不一致の箇所のいずれが正しいかを未決定のまま保留しても、それが全体の意匠の把握に大した影響を及ぼさない程度の微細な点である場合には、可能な限り上記図面の記載を統一的、総合的に判断して創作者の意図した意匠の具体的構成の究明につとめるのが条理上自然な解釈態度である。」と説示されている（大阪地判昭和 46.12.22「学習机」無体集 3 巻 2 号 389 頁）。この裁判例と同様に、一般論として、登録意匠の願書及び添付図面の記載不備については、当業者が合理的に認識できる内容で登録意匠を特定すべきとする裁判例がほとんどである（例えば、大阪地判昭和 63.12.22「釣竿」無体集 20 巻 3 号 507 頁、前掲大阪地判平成 10.9.3「包装用缶」、同控訴審大阪高判平成 11.5.25「包装用缶」染野・判例工業所有権法Ⅱ期 6679 の 55 頁(7)）。

具体的な判断として、意匠に係る物品や意匠に係る物品の説明に基づき、添付図面の記載を修正ないし限定して意匠を認識した裁判例には、上記「学習机」事件の他に、以下のものがある。

①横浜地横須賀支判昭和 53・2・22「擬餌」無体集 13 卷 1 号 296 頁，東京高判昭和 56・3・4 無体集 13 卷 1 号 271 頁

材質の記載がなかったタコ形状「擬餌」について、「意匠権の範囲を判断するについては、当該意匠の属する分野における通常の知識を有する者の認識によるべきものである」との観点から、「塩化ビニールなど柔軟な素材で作られること」を認定したもの。その控訴審でも、「本件A意匠の意匠に係る物品の材質が硬質か軟質かについて特に記載されていないこと（意匠法第6条第4項参照）及び右物品が「擬餌」であること並びに弁論の全趣旨にかんがみると、軟質の材料が使用されうることとは、当該意匠の属する分野における通常の知識を有する者が理解しうるところというに十分」であると説示されている。

②東京高判昭 59・7・26「ハムフライ」昭 57（行ケ）211 参考集(9)390 頁

本件では、「本願意匠の意匠に係る物品はハムフライであり、そうである以上、これは一番外側にパン粉をまぶした物品と認めるのほかはなく、本願意匠の形状もそのような物品に表されるものであることを考慮して判断されなければならないものである。してみれば、本願意匠は、願書添付の図面に記載されたところからのみ理解されるような、積木玩具や模型様の表面平滑で面と面のつけ合わせ部分がシャープに角ばった固い外観を呈するものではなく、表面にパン粉をまぶした状態にあつて、輪郭線には細かい凹凸があらわれ、面と面とのつけ合わせ部分も角ばらないものであるものと認めることができる。」と説示している。

③変態様

変化する意匠について、当該機能の説明や図面がなくても、意匠に係る物品に基づき変化する態様を認定した裁判例として、東京高判昭和 56.6.17「椅子」無体集 13 卷 1 号 483 頁，東京高判昭和 56.10.20「罐の提げ手」無体集 13 卷 2 号 767 頁，名古屋地判昭和 58.6.24「保温着」無体集 15 卷 2 号 523 頁，新潟地判平成 7.9.14「電子レンジ用蒸し器」取消集 57 号 313 頁がある。

④大阪地判平成 10. 9.22「輸液容器」平 9(ワ)5492 染野・判例工業所有権法Ⅱ期 6691 の 393 頁(36)

本件は、透明の記載がなくても「半透明又は透明」と認定した。一般論としても、意匠法 6 条 8 項の「これらの規定は、意匠の内容を正確に表現するためのものであるから、願書の記載及び願書に添付した図面に記載された内容から、当業者であれば自明のものとして理解される内容については、必ずしも願書又は願書に貼付した図面には明確に記載されていなくとも、なお意匠の内容として把握することが可能であり、このように解することは、「登録意匠の範囲は、願書の記載及び願書に添付された図面に記載され……た意匠に基いて定めなければならない。」とする意匠法 24 条に反するものではないと解される。」と説示している。

⑤東京高判平成 1. 5. 30「載置台用回転台」無体集 21 卷 2 号 402 頁，染野・判例工業所有権法Ⅱ期 6125 の 45 頁 (6) <図 4 参照>

登録意匠や出願意匠の認定ではないが、公知意匠の認定に関して、「切り欠き」の表現について説示している裁判例もある。すなわち、「引用刊行物に掲

載のターンテーブルは、図形上は天板が中心部よりほぼ四分の一程度V字様に切欠いたものとして表されているが、これは内部機構を示すための慣用的表現であつて、物品の形態としては円形の天板を表したものである。刊行物に記載された意匠、すなわち物品の形状とは、文書（刊行物）に記載された図形そのものではなく、文書に記載表出された図形等形状を表す表現媒体を通じて認識される物品の形状をいうのである。したがつて、意匠の要旨認定に当つては文書に記載された図面、写真その他二次元の表現を三次元の空間に再構して得られるところの物品の形状を意匠として認識確定すべきものである。（改行）そして、物品の一部を切欠いて表現することは、物品の内部機構を示すための慣用的表現であるから、その慣用的表現によつて表現された引用意匠を「天板部を回転自在とする円形の天板」とした審決の認定に誤りはない。」と説示している。

3. 本件登録意匠の「切欠け図面」の認定について

裁判所は本件登録意匠の「意匠に係る物品の説明」の使用説明を考慮しても、本件登録意匠の上面の延出部は「完全リング状」ではなく「半截リング状」であると認定しているが、やや酷な認定と思われる。本件登録意匠の使用方法は、「ドーナツ形凹陥部内に、引き出し可能に連続する多数の筒状の袋を収納し、順次その袋を引き出して、中央の穴に取り付け、汚物を回収するもの」である。そして、本判決で参酌されている同様の構造の公知意匠の延出部（乙7文献、乙9文献、乙11文献、乙12文献、乙13文献）は、断面図だけのものもあるが、いずれも乙11文献や乙13文献のように「完全リング状」と推認され、「半截リング状」のものは見当たらない。このような同種製品の態様と使用状態を考慮すれば、本件登録意匠の延出部も同様に「完全リング状」であり、各図面は内部を表すために一部切欠け状態で作図されたものと解されよう。ちなみに、欧州出願において本件登録意匠と同時に出願された意匠（RCD95468-0001）も完全リング状である（図3参照）。

ただし、本件登録意匠の延出部が「完全リング状」と認定されたとしても、他の具体的態様における差異点があり、両意匠が類似するか否かは微妙である。

なお、本件裁判所は優先権の可否については判断していないが、本件の論旨によれば、第一国出願意匠（RCD）も「半截リング状」の意匠と認識され、優先権は認められると推認される。逆にいえば、実際の意匠に合わせて「完全リング状」に修正した意匠を我が国に出願すると、優先権は認められないことになる。一般的に、第一国出願の図面の記載が不明確であった場合、我が国出願の図面をどのように作成するかというのは、難しい問題である。

本件の第一国出願意匠（RCD95468-0002）は、物品が「Waste Storage Devices」（廃棄物貯蔵具）で、その図面は、3図である。通常それは斜視図（002.1）、正面図（002.2）及び平面図（002.3）と解される。そうすると、斜視図と正面図では延出部リング状の一部切欠け図を提出したが、平面図は切欠けない状態で平面図を作図したものと解するのが常識的であろう。（なお、提出図面相互の整合性という観点からは、（002.3）の図は底面図とみる可能性もある。）また、欧州出願において本件登録意匠と一出願に含めて出願された意匠（RCD95468-0001）は、本件登録意匠が組み込まれる完成品と推認されるが、その延出部は完全リング状である。以上から、本件の第一国出願意匠（RCD95468-0002）については、「完全リング状」と認定される可能性が高いと思われる。

ともかく、判断が難しかった事例であり、原則的には我が国出願の願書及び添付図面が我が国登録意匠の認定の基礎となるが、その認定をする当業者が通常有する知識として、欧州共同体登録意匠や優先権主張の事情を考慮する余地があったと思われる。

以上